

【解説文】

○留守中に川井曾右衛門

方より子共縫殿左衛門を以申立候ハ、飼犬昨晚

沢畑安斎屋敷ニて病死いたし候、根本

主税屋敷借ノ者見付候て為知候よし、

依之安斎所へ参候而吟味いたし

見候処、疵も無之病死と相見得候、尤

犬主曾右衛門方より番を付さし置候旨

申立候、留守故後刻被罷出候へと、我等

番之者申故罷帰、我等帰宅之節右之

縫殿左衛門・安斎子共安清兩人参候間対面

いたし、様子相尋候処、不相替無疵にて

病死二御座候由、犬主申様二候間、早々仕廻

候へと申渡候

○宝永三年（一七〇六）四月十三日の日記より

（「岡本元朝日記 三十六」…混架七一三八〇—三六）

【原文】

○寺内村より水口村笹岡之
迄狼あり人を傷言足下より久保
迄狼あり力打し処狼あり子狼あり打留候
狼あり里より主人をおとす候てゆえ年々
夜々鉄炮打らば狼は少くはなれり
ふしし処けり有様なり中より日ちと通
打しん力々摩美金子貳百疋ツゝ兩人二被下候也

【解説文】

○寺内村より水口村笹岡之

辺狼あれ人を傷候間、先頃より下川部久左衛門・

岡崎清右衛門二為打候処、狼五ツ・子狼五ツ打留候、

狼此中八里へ不出人をおそれ候由にて帰候、先年より

度々鉄炮打被指出候へ共、四五十日二漸害ツさてハ

不打候処此度情出し、廿日計ノ内二右之通

打候故、為御褒美金子貳百疋ツゝ兩人二被下候也

○宝永三年（一七〇六）六月二十九日の日記より

（「岡本元朝日記 三十七」混架七一三八〇—三七）

【原文】

狼あれ保戸野御厩町なとにて十二三歳之
女せかれ喰候、松原町二ても四十歳計之女
喰殺候二付鉄炮打出候也

【解読文】

○此中又候

狼あれ保戸野御厩町なとにて十二三歳之

女せかれ喰候、松原町二ても四十歳計之女

喰殺候二付鉄炮打出候也